

## 令和二年度予算及び令和元年度補正予算における国公立大学法人関係 予算の拡充等に関する決議

我が国は、急速な少子高齢化をむかえ、労働生産人口の減少、地方の過疎化等が進む中、国力を維持し持続可能な成長を遂げていくためには、国の政策として全国に配置された国立大学や各地方公共団体が設置する公立大学の教育・研究力を強化し、大学を核とする地方創生と地方からのイノベーションを創出することが不可欠である。

国公立大学には Society 5.0 の実現に向け知識集約型社会が生み出す新たな成長モデル（価値）へのパラダイムシフトを先導し、多様性を尊重しながらすべての人々が活躍できるインクルーシブな社会に貢献することが求められている。各大学においては、これに応えリカレント教育の推進等を含む教育改革や研究力の向上に積極的に取組むとともに、それを支えるガバナンス改革、人事給与や財務等のマネジメント改革を進めている。

このような状況の中、地方創生やイノベーション創出の中核を担う国公立大学が、財務基盤の脆弱化や不安定化により改革の歩みが止まることのないよう次の事項について万全を期すべきである。

- 一、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充
- 二、防災拠点ともなる国立大学法人等の施設整備補助金等の拡充及び知的インフラに係る環境整備の充実（補正予算を含む）
- 三、国公立大学附属病院に必要な財政的支援の確保
- 四、地域連携機能強化のための公立大学への財政支援の充実
- 五、多様な財源の確保と柔軟な資産運用を促進する規制緩和等の環境整備
- 六、個人寄附に係る税額控除の対象の教育研究活動支援全般への拡充
- 七、高等教育の無償化における公立大学への財源について、国からの確実な措置

さらに、国立大学に対する評価と支援については、国立大学法人制度の本旨に則り、中期目標期間の六年間を見据え行われるべきものであり、第四期中期目標期間を、国立大学が将来を見通した経営戦略の下に自律的な運営を行うことができるように大学の多様性、教育研究の継続性・発展性や経営の安定性に配慮して、専門的な視点も踏まえつつ、その制度の確立を速やかに行うべきである。右決議する。

令和元年六月十八日

国公立大学振興議員連盟